

## ・・・ 編集後記 ・・・

日本臨床検査学教育学会会員の皆様、いつも学会活動にご協力いただき有難うございます。

これまで臨床検査技師は余る傾向にあり、就職がやや厳しい状況にあると言われていました。その理由は、臨床検査機器が飛躍的に発達したことにより、これまで人手に頼っていた検査が自動化されたためと言われていました。今後は AI の導入も予想され、さらに臨床検査技師の雇用は厳しくなると予測されています。そこで、臨床検査技師の皆さんは、細胞検査士や超音波検査士などのより高度で専門的な資格を取得するように努力されています。また、教育現場では、臨床検査技師教育の高度化を目指して 4 年制大学への移行が進んでいます。実際、ここ 10 年間で 10 校ほど臨床検査技師教育を行う大学が増えています。

このように、臨床検査技師さん自身や教育施設の努力が続けられてきましたが、ついに臨床検査への追い風が吹いてきました。皆様もご存じの通り、平成 30 年 12 月 1 日、「医療法等の一部を改正する法律」の一部の規定が施行されることに伴い、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」が同年 12 月 1 日より施行されました。これに伴い、「医療法施行規則」と「臨床検査技師等に関する法律施行規則」の一部が改正されました。その改正のポイントは、以下の通りです。

1. 医療機関が自ら実施する検体検査について、品質・精度管理に係る基準を定めるための根拠規定を新設する。(医療法の改正)
2. これに合わせてプラチラボや衛生検査所に業務委託される検体検査について、精度管理に係る行政指導等の実効性を担保するため、品質・精度管理に係る基準を省令で定める旨を明確化する。(医療法・臨床検査技師等に関する法律の改正)
3. 検査分類の新たな検査技術に対する精度管理や安全性等について柔軟かつ迅速に対応することができるよう、検体検査の分類を省令委任とし、分類に遺伝子関連検査を追加するなどの見直しを行う。(定義規定の見直し：臨床検査技師等に関する法律の改正)

この改正において最も重要な点は、「医療機関が自ら検体検査を実施する場合における精度の確保のために設けるべき基準」に「精度の確保に係る責任者の設置(医師または臨床検査技師)」です。この基準が設けられたことにより、臨床検査技師の必要性が高まった上に、その地位の向上にも大いに寄与すると考えられます。

本誌が臨床検査技師教育水準の向上を通して臨床検査技師の更なる地位向上につながることを目標として、編集委員一同努力いたしますのでご協力をよろしくお願いたします。

(平成 31 年 3 月 25 日 編集委員 村上 博和)

一般社団法人 日本臨床検査学教育協議会  
日本臨床検査学教育学会 学術部  
編集委員会(平成 30・31 年度、五十音順、敬称略)

副理事長(学術部)：齋藤邦明(藤田保健衛生大学)

委員長：野島順三(山口大学)、副委員長：眞鍋紀子(香川県立保健医療大学)

委員：長田 誠(群馬パース大学)、片岡佳子(徳島大学)、坂口みどり(九州医学技術専門学校)、柴倉美砂子(岡山大学)、嶋田かをる(熊本保健科学大学)、西川 潤(山口大学)、藤田和博(大東文化大学)、外園栄作(九州大学)、松尾収二(天理医療大学)、村上博和(群馬大学)、横尾智子(新渡戸文化短期大学)、横田浩充(東邦大学)

査読者(第 11 巻 1・2 号)：井越尚子、伊藤昭三、小澤 優、勝田 仁、古田島伸雄、下川元嗣、所司睦文、富永辰也、中村健司、新谷憲治、久永拓郎、松田洋和、松本竹久、松本智子

### 臨床検査学教育 第 11 巻 第 2 号

令和元年 9 月 1 日 発行

発行人：一般社団法人 日本臨床検査学教育協議会  
理事長 奥村伸生

〒143-0016 東京都大田区大森北 4-10-7  
日本臨床衛生検査技師会内  
Tel. 080-7228-0508  
e-mail : jimukyoku@nitirinkyo.jp  
http://www.nitirinkyo.jp

編集：日本臨床検査学教育学会 学術部 編集委員会  
e-mail : edit@jamte.org

制作：(株)宇宙堂八木書店  
〒104-0042 東京都中央区入船 3-3-3  
Tel. 03-3552-0931 FAX 03-3552-0770

広告取扱社：(株)日本廣業社  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-11  
Tel. 03-3238-7501